答　　申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した児童手当額改定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第１　審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第２　審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇区長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、令和５年１２月１９日付けで行った児童手当額改定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第３　請求人の主張の要旨

本児２を令和５年７月１９日に出生し、直ぐに〇〇区役所へ出生届を提出したが、現場での説明不足により、児童手当の届出がされていなかったことに同年１２月の時点で気づいた。

医療証の手続は出生届の日に行い、手続出来ているのに、児童手当の手続が同時に出来ない点は分からない。

〇〇区は、案内は法律上の義務では無く、都民の申請を促すだけだから落ち度は無いという。区役所で案内どおりに行動したが、児童手当についての案内が漏れているにもかかわらず、本来伝えているはずとのこと、チェックの書類等を渡しているはずと言うが、もらっていない。「児童手当の支給はお済みでしょうか」という手紙が、申請出来ていないということの〇〇区の説明は理解できない。〇〇区が手続をせず、４か月程度でも過去に遡って児童手当の受給はできないとする対応に異議を唱える。本児２について、７月１９日から児童手当の支給を願いたい。

第４　審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法４５条２項により、棄却すべきである。

第５　調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年　月　日	審議経過
令和７年　　３月１７日	諮問
令和７年　　６月２７日	審議（第１０１回第２部会）
令和７年　　７月２８日	審議（第１０２回第２部会）

第６　審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

１　法令等の定め

⑴　児童手当の支給要件

児童手当法（以下「法」という。）４条１項１号は、手当の支給要件について、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母であって、日本国内に住所を有するものを対象とすると定める。

⑵　認定手続

法７条１項は、児童手当の支給要件に該当する者（法４条１項１号から３号までに係るものに限る。）は、児童手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び児童手当の額について、内閣府令で定めるところにより、住所地の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の認定を受けなければならないと定める。

児童手当法施行規則（以下「法施行規則」という。）１条の４第１項によれば、法７条１項の規定による認定の請求は、法施行規則様式第２号（児童手当・特例給付認定請求書）を市町村長に提出することによって行わなければならないとされている。

児童手当の支給を受ける権利は、その支給要件に該当したときから潜在的に発生しているのではなく、法７条に基づいて市町村長の認定を受けることによって初めて発生するものと解されている（中央法規出版株式会社「五訂児童手当法の解説」１１０頁参照）。

⑶　支給開始月

法８条２項は、児童手当の支給は、受給資格者が法７条の規定によ

る認定の請求をした日の属する月の翌月から始めると定める。この例外を定める同条３項は、受給資格者が住所を変更した場合又は災害その他やむを得ない理由により認定の請求をすることができなかった場合において、住所を変更した後又はやむを得ない理由がやんだ後１５日以内にその請求をしたときは、児童手当の支給は、受給資格者が住所を変更した日又はやむを得ない理由により当該認定の請求をすることができなくなった日の属する月の翌月から始めるとする。

そして、上記の災害その他やむを得ない理由により認定の請求ができなかった場合に該当するのは、台風、火災等の災害、交通事故、急病等の事故があったため、認定の請求ができなかったことが客観的にみて容認できる場合であると解されている。また、月末に児童が出生した場合についても、通常、出生日の属する月に認定請求を行うことは困難と考えられるため、出生の日から１５日以内に認定請求を行えば、出生日の属する月の翌月分から手当が支給されるものである、とされている（中央法規出版株式会社「五訂児童手当法の解説」１２２頁・法８条の解説５・⑵及び⑶参照）。

⑷　額の改定

法９条１項は、受給資格者につき、児童手当の額が増額することとなるに至った場合における児童手当の額の改定は、その者がその改定後の額につき認定の請求をした日の属する月の翌月から行うとし、同条２項は、法８条３項の規定について、法９条１項の改定について準用するものとしている。

２　本件処分についての検討

令和５年７月１９日生まれの本児２を支給対象児童とする請求人による児童手当の額改定請求（以下「本件請求」という。）は、同年１１月２９日になされており、法８条２項は、児童手当の支給は、認定の請求をした日の属する月の翌月から始めるとしているから（１・⑶）、原則を定める同項によるのであれば、本件請求に係る支給開始月は同年１２月からとなる。

ところで、法８条３項は、受給資格者がやむを得ない理由により認定の請求をすることができなかった場合にやむを得ない理由がやんだ後１５日以内にその請求をしたときは、やむを得ない理由により当該認定の請求をすることができなくなった日の属する月の翌月から始めるとしており、出生については、法８条３項のやむを得ない事由に当

たるものとして、出生の日から１５日以内に認定請求を行えば、出生日の属する月の翌月分から手当が支給されるものと解されている（１・⑶）。

しかし、本件請求は上記の出生に関する特例の要件（出生から１５日以内の認定請求）を満たさないから、本児２を支給対象児童とする児童手当の支給開始月を出生の翌月である８月とすることはできない。

そして、本件処分は、処分庁が、令和５年１１月２９日になされた本件請求について、原則どおり本児２の児童手当の支給開始月を同年１２月とした上で、本児１の手当と合算した額に増額改定して支給が行われたものであり、法９条１項に基づく児童手当の額改定として上記１に記載の法令等に即してなされたものと認められ、違法又は不当であるということはできない。

３　請求人の主張についての検討

請求人は、上記第３のとおり、本児２の出生届を提出した際に、○○区の窓口で児童手当の額の変更手続が必要である旨の案内がなかったこと、それ以降も手続の案内がなかったことを理由として○○区への申請が令和５年１１月２９日となったことを主張するが、○○区への申請が同日になったことは、法８条３項に規定する「やむを得ない理由により前条の規定による認定の請求をすることができなかった場合」には当たらないから、本児の出生の月の翌月である同年８月に遡って支給する根拠がない。

また、請求人に対し、処分庁が児童手当の認定請求手続が必要である旨の案内を行ったか否かは明らかではないが、○○区○○課が発行する「児童手当・児童医療費助成のあらまし」によると、児童手当に関する手続を出生の日から１５日以内に行う必要がある旨が記載されており、○○区に本児２の出生届を出した際に、区役所窓口において請求人に対し、児童手当の認定請求手続が必要であった旨の案内がないからといって、請求人が主張する本児２の出生日の段階まで届出の日を遡及することによって児童手当に関する手続を出生の日から１５日以内に行わなかった事実を覆すことはできないから、請求人の主張を本件処分の取消理由とすることはできない。

４　請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第１　審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

後藤眞理子、筑紫圭一、中村知己